

2025年5月28日

株 主 各 位

第28期定時株主総会招集ご通知
電子提供措置事項記載書面非記載事項

SBIグローバルアセットマネジメント株式会社

目次

株主総会参考書類

第1号議案 取締役5名選任の件 注記	3 ページ
第2号議案 監査役3名選任の件 注記	8 ページ
第3号議案 補欠監査役1名選任の件 注記	8 ページ

事業報告

企業集団の現況

従業員の状況	9 ページ
主要な事業内容	10 ページ
主要な営業所	11 ページ
主要な借入先の状況	11 ページ
直前3事業年度の財産および損益の状況	12 ページ
対処すべき課題	13 ページ

株式の状況	16 ページ
-------	--------

役員

役員に対して交付した株式の数及び交付を受けた者の人数	17 ページ
新株予約権等の状況	17 ページ
会計監査人の状況	18 ページ
業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況	19 ページ
会社の支配に関する基本方針	26 ページ
剰余金の配当等の決定に関する方針	27 ページ

連結計算書類

連結株主資本等変動計算書	28 ページ
連結注記表	29 ページ

計算書類

貸借対照表	37 ページ
損益計算書	38 ページ
株主資本等変動計算書	39 ページ
個別注記表	40 ページ

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告	45 ページ
計算書類に係る会計監査報告	47 ページ
監査役会の監査報告	49 ページ

上記につきましては、法令および当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.sbiglobalam.co.jp/ir/meeting/index.html>) に掲載することにより書面交付請求をした株主の皆様に対しても提供させていただきます。

監査役が監査報告書を、会計監査人が独立監査人の監査報告書を作成するに際して監査した事業報告、連結計算書類および計算書類には、上記のインターネット上の当社ウェブサイトに掲載しているものも含まれております。

株主総会参考書類

第1号議案 取締役5名選任の件 注記

1. 北尾吉孝氏は、SBIホールディングス㈱の代表取締役会長兼社長を兼務しております。当社の子会社は、同社に情報サービスやコンサルティングサービスを提供しております。また、当社は同社から事務所の転貸借を受けております。北尾吉孝氏は、㈱SBI証券の代表取締役会長を兼務しております。当社の子会社は、同社に情報サービスやコンサルティングサービスを提供しております。
北尾吉孝氏は、SBIインベストメント㈱の代表取締役執行役員会長兼社長を兼務しております。当社は、同社に情報サービスを提供しております。
北尾吉孝氏は、SBI VCTレード㈱の取締役を兼務しております。当社は、同社から株主優待用の暗号資産（仮想通貨）XRPを仕入れております。
その他の取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. ビリー・ウェード・ワイルダー氏、山澤光太郎氏および堀江明弘氏は、社外取締役候補者であります。
3. ビリー・ウェード・ワイルダー氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は本株主総会終結の時をもって6年となります。
4. 山澤光太郎氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は本株主総会終結の時をもって3年となります。
5. 堀江明弘氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は本株主総会終結の時をもって3年となります。
6. 当社は、ビリー・ウェード・ワイルダー氏、山澤光太郎氏および堀江明弘氏を東京証券取引所の定める独立役員として届け出ております。ビリー・ウェード・ワイルダー氏、山澤光太郎氏および堀江明弘氏の選任が承認された場合、継続して独立役員とする予定です。
7. 当社は定款第26条第2項において、会社法第427条第1項の規定に基づき、社外取締役との間に、同法第423条第1項の社外取締役の賠償責任を限定する契約を締結することのできる旨を定めており、当社は、ビリー・ウェード・ワイルダー氏、山澤光太郎氏および堀江明弘氏との間で、100万円または法令が定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度とする責任限定契約を締結しております。ビリー・ウェード・ワイルダー氏、山澤光太郎氏および堀江明弘氏の選任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。
8. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者の損害賠償請求による損害等を当該保険契約によって填補することとしております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

9. 取締役候補者の現在または過去10年間における当社の親会社または親会社の子会社の業務執行者としての地位および担当は、以下のとおりです。

取締役候補者	当社の親会社または親会社の子会社	業務執行者としての地位および担当
朝倉智也	SBIホールディングス株式会社	取締役副社長（現任）
	SBIアセットマネジメントグループ株式会社	代表取締役社長（現任）
	SBIアセットマネジメント株式会社	代表取締役会長（現任）
	ウエルスアドバイザー株式会社	代表取締役社長（現任）
	Carret Holdings, Inc.	Director(現任)
	SBIオルタナティブ・インベストメント・マネジメント株式会社	取締役（現任）
	SBIデジタルアセットホールディングス株式会社	代表取締役会長（現任）
	SBI地域事業承継投資株式会社	取締役（現任）
	SBIインシュアランスグループ株式会社	取締役（現任）
	SBIネオファイナンシャルサービシーズ株式会社	取締役（現任）
	SBI岡三アセットマネジメント株式会社	取締役（現任）
	SBIスマートエナジー株式会社	取締役
	SBIオルタナティブ・アセットマネジメント株式会社	取締役（現任）
	SBIレオスひふみ株式会社	取締役（現任）
	SBI-Ma nアセットマネジメント株式会社	取締役（現任）
	SBIクリプトアセットホールディングス株式会社	取締役（現任）
	レオス・キャピタルワークス株式会社	取締役
	イー・アドバイザー株式会社	代表取締役社長
	MSクレジットリサーチ株式会社	代表取締役社長
	MS Investment Services	Director
	FIGS Inc Japan 株式会社	取締役
	FIGS Inc Japan 合同会社	職務執行者
	SBIボンド・インベストメント・マネジメント株式会社	取締役
	SBI地方創生アセットマネジメント株式会社	取締役
	新生インベストメント・マネジメント株式会社	取締役
	SBIオルタナティブ・インベストメント株式会社	代表取締役
	SBI少短保険ホールディングス株式会社	代表取締役
	SBIゴールド株式会社	代表取締役
マネータップ株式会社	取締役	
SBIエナジー株式会社	取締役	

	SBIエスレートファイナンス株式会社	取締役
	住信SBIネット銀行株式会社	取締役

取締役候補者	当社の親会社または親会社の子会社	業務執行者としての地位および担当
北尾吉孝	SBIホールディングス株式会社	代表取締役会長兼社長（現任）
	SBIアセットマネジメントグループ株式会社	取締役会長（現任）
	株式会社SBI証券	代表取締役会長（現任）
	SBIインベストメント株式会社	代表取締役執行役員会長兼社長（現任）
	SBI Hong Kong Holdings Co., Limited	Representative Director（現任）
	SBIウェルネスバンク株式会社	代表取締役会長（現任）
	SBIファーマ株式会社	代表取締役執行役員社長（現任）
	SBI Crypto株式会社	代表取締役会長（現任）
	SBI地域事業承継投資株式会社	代表取締役会長（現任）
	地方創生パートナーズ株式会社	代表取締役社長（現任）
	SBI金融経済研究所株式会社	代表取締役社長（現任）
	SBI P T Sホールディングス株式会社	代表取締役会長（現任）
	大阪デジタルエクステンヂ株式会社	代表取締役会長（現任）
	SBIキャピタルマネジメント株式会社	代表取締役社長（現任）
	SBI P Eホールディングス株式会社	代表取締役（現任）
	SBI A L Aファーマ株式会社	代表取締役（現任）
	ジャパンネクスト証券株式会社	取締役（現任）
	SBI VEN HOLDINGS PTE. LTD.	Director（現任）
	SBIリクイディティ・マーケット株式会社	取締役会長（現任）
	SBIファイナンシャルサービシーズ株式会社	取締役会長（現任）
	SBI Royal Securities Plc.	Director（現任）
	SBI VENTURES SINGAPORE PTE. LTD.	Director（現任）
	SBIネオファイナンシャルサービシーズ株式会社	取締役（現任）
	SBI EVERSPIN株式会社	取締役（現任）
	SBIセキュリティ・ソリューションズ株式会社	取締役（現任）
	SBI Digital Investment Inc.	Director（現任）
	SBI地方創生バンキングシステム株式会社	取締役（現任）
	SBIネオコーポレートサービシーズ株式会社	取締役（現任）
SBI VCトレード株式会社	取締役（現任）	
SBI地方創生サービシーズ株式会社	取締役（現任）	
SBIレミット株式会社	取締役（現任）	

SBI エクイティクラウド株式会社	代表取締役会長
SBI ゴールド株式会社	代表取締役会長
株式会社SBI BITS	代表取締役会長
アルヒ株式会社	代表取締役会長執行役員CEO
SBI キャピタル株式会社	代表取締役執行役員CEO
SBI デジタルアセットホールディングス株式会社	代表取締役会長
SBI クリプトインベストメント株式会社	代表取締役
マネータップ株式会社	取締役会長
株式会社かわでん	取締役会長
学会ネット株式会社	取締役会長
株式会社ネクシィーズ・トレード	取締役会長
SBI Ripple Asia株式会社	取締役会長
SBI オルタナティブ・アセットマネジメント株式会社	取締役
SBI R3 Japan株式会社	取締役
SBI ALPharma Co., Limited	Director
SBI JI Innovation Partners Ltd.	Director
SBI JI Innovation Partners II, Ltd.	Director
SBI RI Partners, Inc.	Director
Sunshine Holdings PLC	Director
DigitAEx LIMITED	Director

(注) 親会社の子会社から当社および当社が合併した当社の子会社を除いて記載しております。

第2号議案 監査役3名選任の件 注記

1. 後藤淳夫氏は、常勤監査役候補者であります。
2. 監査役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
3. 長野和郎氏および小竹正信氏は、現在、当社の社外監査役であります。両氏とも、社外監査役としての在任期間は本株主総会終結の時をもって8年となります。
4. 当社は、長野和郎氏および小竹正信氏を東京証券取引所の定める独立役員として届け出ており、両氏の選任が承認された場合、引き続き独立役員とする予定です。
5. 当社は定款第26条第2項において、会社法第427条第1項の規定に基づき、社外監査役との間に、同法第423条第1項の社外監査役の賠償責任を限定する契約を締結することのできる旨を定めており、当社は、長野和郎氏および小竹正信氏との間で、100万円または法令が定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度とする責任限定契約を締結しております。両氏の選任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。
6. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者の損害賠償請求による損害を当該保険契約によって填補することとしております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件 注記

1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 神山敏之氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. SBIインシュアランスグループ(株)、SBIバイオテック(株)、SBI少短保険ホールディングス(株)は、当社の特定関係事業者（親会社の子会社）であります。
4. 神山敏之氏は、東京証券取引所の定める独立役員の要件を満たしており、神山敏之氏が監査役に就任した場合には、当社は独立役員とする予定です。
5. 当社は、社外監査役との間で、会社法第427条第1項および当社定款第35条第2項の規定に基づき、100万円または法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として、同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。神山敏之氏が監査役に就任した場合には、当該契約を締結する予定であります。
6. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社監査役を含む被保険者の損害賠償請求による損害等を当該保険契約によって填補することとしております。神山敏之氏が監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

事業報告

企業集団の現況

従業員の状況（2025年3月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数	前連結会計年度末比増減
アセットマネジメント事業	73 (-) 名	1名増 (一)
ファイナンシャル・サービス事業	38 (-) 名	2名減 (1名減)
共通部門	8 (-) 名	1名減 (一)
合 計	119 (-) 名	2名減 (1名減)

(注) 従業員数は就業員数であり、パートおよび嘱託社員は () 内に年間の平均人員を記載しております。

② 当社の使用人の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
8 (-) 名	1名減 (-)	53.5歳	7年9ヶ月

- (注) 1. 従業員数は就業員数であり、パートおよび嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 平均勤続年数は、当社が吸収合併した会社での勤続年数も通算しております。

主要な事業内容（2025年3月31日現在）

当社グループの報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定および業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

報告セグメント別の主な事業内容（2025年3月31日現在）は以下のとおりです。

（アセットマネジメント事業）

金融商品取引法に基づき投資信託の設定、募集、運用などの投資運用や投資助言などを行なう事業

サービス区分	主な業務内容
アセットマネジメント事業	公募追加型株式投資信託、私募の債券型投資信託を中心とした投資信託の設定、募集、運用などの投資運用 ほか

（ファイナンシャル・サービス事業）

金融、ウェブサイトなどの情報を収集し、蓄積した情報を比較・分析・評価・加工して顧客に提供、コンサルティングなどを行なう事業

サービス区分	主な業務内容
ファイナンシャル・サービス事業	「株式新聞」WEB版、株価・企業情報配信、ファンド分析レポート、国内株式レポート、米国株式レポート、金融機関・メディア等へのカスタムファンドデータの提供、ファンドのアワード選定・発表、投資信託比較分析ツールの提供、企業向け確定拠出年金関連のアドバイス、個人向け確定拠出年金（iDeCo）・少額投資非課税制度（NISA）関連のWEBの運営・企画およびコンテンツの作成・提供、金融機関へのタブレットアプリケーション・データの販売、暗号資産の評価情報、当社グループホームページ（ウエルスアドバイザーウェブサイト）における広告、マーケティング・コンサルティング、広告代理店業務、新聞広告、IR・ライフプラン・資産運用などのセミナーの実施、シミュレーションツールの提供などのライフプラン支援業務 ほか

主要な営業所（2025年3月31日現在）

会 社 名	所 在 地
当 社	東京都港区六本木一丁目6番1号
ウェルスアドバイザー株式会社	東京都港区六本木一丁目6番1号
SBIアセットマネジメント株式会社	東京都港区六本木一丁目6番1号
SBIオルタナティブ・インベストメント・マネジメント株式会社	東京都港区六本木一丁目6番1号
SBIオルタナティブ・ファンド合同会社	東京都港区六本木一丁目6番1号
Carret Holdings, Inc.	360 Madison Avenue 20th Floor New York, NY, USA
Carret Asset Management LLC	360 Madison Avenue 20th Floor New York, NY, USA

主要な借入先の状況（2025年3月31日現在）

該当事項はありません。

直前3事業年度の財産および損益の状況

① 企業集団の財産および損益の状況

		第25期 (2022年3月期)	第26期 (2023年3月期)	第27期 (2024年3月期)	第28期 (当連結会計年度) (2025年3月期)
売上高	(千円)	8,123,286	8,747,113	10,137,596	11,568,990
営業利益	(千円)	2,129,805	1,831,139	2,111,325	2,269,274
経常利益	(千円)	2,403,695	2,458,942	2,510,110	2,565,494
親会社株主に帰属する当期純利益	(千円)	1,454,134	5,443,020	1,589,278	1,646,935
1株当たり当期純利益	(円)	16.22	60.70	17.72	18.37
総資産	(千円)	14,055,358	21,356,365	18,625,643	18,258,642
純資産	(千円)	12,273,545	16,799,901	16,110,406	15,410,356
1株当たり純資産額	(円)	131.64	183.79	178.03	169.98

(注) 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式数により、1株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算定しております。

② 当社の財産および損益の状況

		第25期 (2022年3月期)	第26期 (2023年3月期)	第27期 (2024年3月期)	第28期 (当事業年度) (2025年3月期)
売上高	(千円)	1,935,025	1,716,052	800,135	1,554,091
営業利益	(千円)	477,434	277,695	325,268	1,064,565
経常利益	(千円)	2,652,924	519,808	511,598	1,189,176
当期純利益	(千円)	2,783,217	5,505,830	299,021	996,784
1株当たり当期純利益	(円)	31.04	61.40	3.34	11.12
総資産	(千円)	10,337,482	18,832,148	16,719,590	15,448,099
純資産	(千円)	10,062,543	12,734,079	10,802,789	9,306,188
1株当たり純資産額	(円)	112.21	142.00	120.47	103.78

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式数により、1株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算定しております。

2. 第27期(2024年3月期)より、当社は持株会社に移行しました。当社が従前に行っていたファイナンシャル・サービス事業は、子会社のウエルスアドバイザー株式会社が吸収分割により承継しております。

対処すべき課題

(中長期の施策について)

当社グループは、創業来の理念である「投資家主権の確立」を目指し、中立・客観的立場からの豊富で偏りのない金融情報の提供と、良質かつ低コストの投資信託商品の提供を通じて、投資家の皆様の資産形成に貢献する企業グループとして成長していきたいと考えております。

そのために、当社グループでは、業務運営能力の強化を図り、投資家・消費者の皆様のために有用な商品や情報を提供する体制の更なる整備を進め、中長期的に当社のかかげる「顧客中心主義」を推進できるよう、各事業分野で以下のとおり事業運営を行なってまいります。

当社ではグループの有する二つの事業である、アセットマネジメント事業とファイナンシャル・サービス事業のそれぞれについて、以下のとおり事業運営を行ない、課題に対処しております。

・アセットマネジメント事業

当社グループは、アセットマネジメント事業の強化を図っております。

当社グループにおいては、グループの売上高および利益に占める割合のうち、投資信託の組成、運用を中心とするアセットマネジメント事業が既に8割を超えておりますが、今後ともこの事業を強化、注力していく分野と認識しております。

アセットマネジメント事業におきましては、子会社であるSBIアセットマネジメント株式会社が、主に個人投資家の皆様向けの商品である公募投資信託と、主として地方金融機関等の機関投資家を対象とする私募投資信託の運営全般を担い、2019年2月に子会社とした米国の資産運用会社Carret Asset Management LLCは海外債券型ファンド等の事業を展開しております。

その中でSBIアセットマネジメントにつきましては、当連結決算期中に公募投資信託を9本（当社で初めてのETF1本を含む）設定する等、個人投資家の投資意欲にお応えする有効かつ有益な選択肢の提供に重点的に取り進めました。

この投資信託のラインナップの積極的な拡充は、当社では、投資を行う個人の皆様にとって、最適なポートフォリオは一人一人で当然異なることから、これからの個人投資家の皆様にとっては、ご自分にあつた資産配分が自由に、低コストで気軽に行える環境を整えることが重要との考えに基づくものです。当社グループでは、そのための材料となる良質で低コストの投資信託のラインナップの更なる充実を図ることが必要と考えております。

また、それにより、投資家の皆様の資産形成への貢献、ひいては我が国の投資環境の更なる発展の一翼を担ってゆくことも大切な事業目標であると考えております。

また、当社グループの運用資産残高は、2019年3月末に12,846億円だったものが、2024年3月末には59,224億円となり、更に当連結会計年度末（2025年3月末）には67,008億円となるな

ど、飛躍的な拡大を続けております。

この拡大基調を維持し、加速させるためには、当社の事業推進体制の更なる整備と強化が必要と考えており、合理的な業務システム環境の構築や、内部統制・コンプライアンス等の内部管理に関して、更なる強化が必要であると考え、既に実行に移しております。

今後も「顧客中心主義」のもと、投資家の皆様の最適な資産形成に貢献できる商品の組成と運用を継続してまいります。

・ファイナンシャル・サービス事業

当社グループのファイナンシャル・サービス事業はウエルスアドバイザー株式会社を中心に、「中立・客観的立場から豊富で偏りのない金融情報を提供し、投資家の皆様の資産形成に役立つ」ことを目的に事業を推進しております。

この目的の達成のためには、より多くの一般投資家・消費者の皆様に当社グループが提供する資産形成のための考え方や、各種金融商品に関する比較・分析等の当社グループの提供する情報に触れていただく機会を増加させる必要があると認識しております。

当社グループにおいては、2023年3月にそれまで設立以来25年間使用していた「モーニングスター」ブランドを売却しましたが、投信評価情報を含むファイナンシャル・サービス事業については、新たに「Wealth Advisor」「ウエルスアドバイザー」のブランドで、引き続き従来同様の商品およびサービスの提供を行っております。近時は、新たに「Wealth Advisor」「ウエルスアドバイザー」のブランドの社会的認知度の向上にも注力して、今後とも「Wealth Advisor」「ウエルスアドバイザー」のブランドの更なる確立に向けて、ウェブサイトほかの広告価値や提供データの利用価値を高め、業績の向上を図る必要があるものと考えております。

なお、投資信託の販売金融機関が活用する「Wealth Advisor」の提供先は圧倒的なシェアを占めるに至っております。今後この分野においては、「ライフプランシミュレーション」、「ロボ・アドバイザー」、「相続シミュレーション」等の販売金融機関のフィデューシャリー・デューティーに資する様々なツールを提供することが重要な課題であり、引き続き販売金融機関と緊密に連携して各種商品、サービスを開発し、その提供に注力する必要があると考えております。

「貯蓄から投資へ」の流れの中、当社グループでは、大手金融機関や、地域金融機関との連携による資産運用フェア等のイベントについては、対面型、オンライン型の双方ともニーズが大きいのと考えており、これらの効率的なオペレーションにより積極的に開催することを目指してまいります。

以上のとおり、当社グループでは「アセットマネジメント事業」と「ファイナンシャル・サービス事業」を「車の両輪」として双方の事業内容を活かすことにより、本格的に動き始めた我が

国における「貯蓄から資産形成」の流れの中で、社会、経済情勢を含めた当社グループを取り巻く経営環境に適切に対応することで、当社の理念及び事業目的の実現を図るべく事業の推進を行ってまいります。

当社グループでは、課題に適切に対応し、投資家の皆様の最適な資産運用に貢献したいと考えております。引き続きご支援を賜りたく、お願い申し上げます。

株式の状況（2025年3月31日現在）

発行可能株式総数	315,600,000株
発行済株式の総数	89,673,600株
株主数	79,737名

大株主（上位10名）

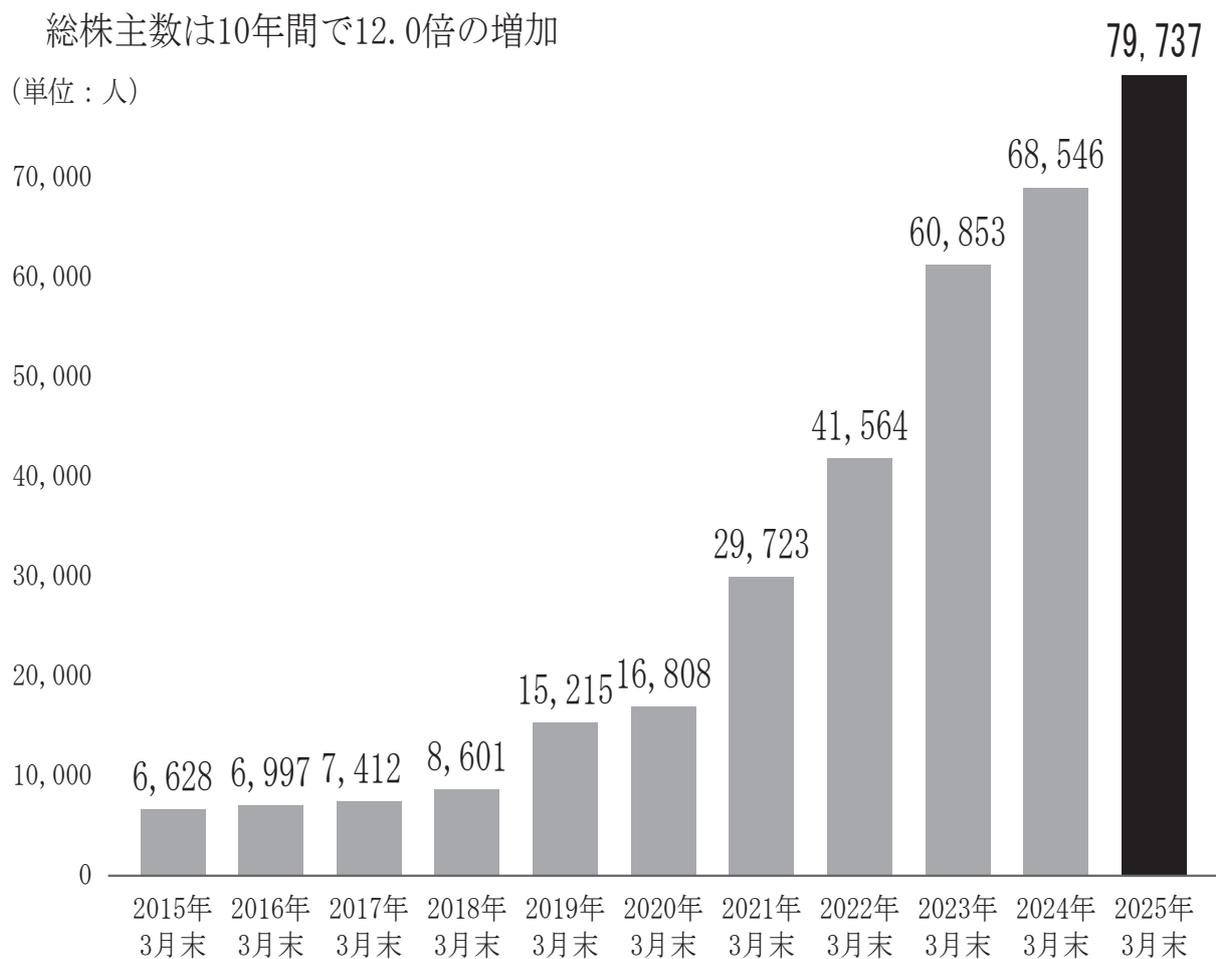
株主名	持株数（株）	持株比率（%）
SBIアセットマネジメントグループ株式会社	47,185,200	52.6
MORNINGSTAR, INC.	8,796,000	9.8
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	3,548,900	4.0
鈴木 智博	1,572,000	1.8
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	852,700	1.0
第一生命保険株式会社	650,000	0.7
朝倉 智也	378,400	0.4
高橋 慧	320,900	0.4
JPLLC-CL JPY	267,379	0.3
北尾 吉孝	183,200	0.2

- （注） 1. 2025年3月31日現在、自己株式を125株保有しております。
 2. 持株比率は自己株式を除いて計算しております。
 3. SBIアセットマネジメントグループ株式会社は、SBIホールディングス株式会社の100%子会社であります。

株主数の推移

総株主数は10年間で12.0倍の増加

(単位：人)



役員 の 状 況

役員に対して交付した株式の数及び交付を受けた者の人数

該当事項はありません。

新株予約権等の状況

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 (注) 1.	32,000千円
当社および当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	45,000千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

すべて有限責任監査法人トーマツに委嘱した監査業務に関わる報酬であります。

2. 当社の子会社のうち、SBIアセットマネジメント株式会社は、有限責任監査法人トーマツの監査を受けております。Carret Holdings Inc.およびCarret Asset Management LLCは、CohnReznick LLPの監査を受けております。

3. 会計監査人の報酬の額について監査役会が同意した理由

監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、過去の事業年度における職務執行状況や報酬見積もりの算定論拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等について、会社法第399条第1項の同意を行なっております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的といたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当し、解任が相当であると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

1. 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

(内部統制システムに関する基本方針)

当社は、企業経営の透明性と健全性を維持し、迅速な経営判断による各種施策を効率的に執行するためには、内部統制システムに関する基本方針を決め、業務の適正を確保するための体制を整備して、業務執行を行うことが重要だと認識しております。

当社が取締役会において定めている内部統制システムに関する基本方針の内容は以下のとおりです。

(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、法令遵守および倫理的行動が、当社の経営理念・ビジョンの実現の前提であることを、代表取締役が全役職員に徹底させるものとする。
- ② 当社は、取締役会および原則月1回開催する役員定例会（当社の常勤取締役、常勤監査役、子会社の代表取締役および社外取締役・社外監査役で構成する。以下、定例会）において、取締役間での意思疎通を図るとともに代表取締役の業務執行を監督し、また、法令・定款違反行為を未然に防止するものとする。
- ③ 当社は、取締役会の決議によりコンプライアンス担当役員を定め、当社のコンプライアンス上の課題・問題の把握に努めさせる。

また、取締役会の決議により業務管理部門・管理部門のいずれからも独立した組織である内部監査部門を設置する。同部門は、法令等遵守、業務適切性、内部統制の適正運用などから成る内部管理体制の適正性を、総合的・客観的に評価するとともに、監査の結果抽出された課題について、改善に向けた提言やフォローアップを実施する。

監査の実施に際しては、社員のほか必要に応じて外部専門家等の助力を得て行なうものとする。

同部門は、内部監査計画で定める月に、また必要に応じて、内部監査結果報告書を作成し、代表取締役に提出する。同部門は、内部監査結果報告書を代表取締役に提出した後、遅滞なくその内容を監査役に説明する。

内部監査結果報告書の内容は、内部監査計画で定める月の取締役会に、および必要に応じて、代表取締役が取締役会に報告する。

- ④ 当社は、取締役および使用人が当社における法令・定款違反行為その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合に報告することを可能とするために、内部監査室および常勤監査役など内部通報規程に定める通報先に直接通報を行なうための情報システムを整備するものとする。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ① 当社は、取締役会の決議により文書管理規程を定め、取締役の職務の執行に係る情報を、文書または電磁的記録（以下「文書等」という）に記載又は記録して保存し、管理するものとする。
- ② 文書等は、取締役又は監査役が常時閲覧できるものとする。

- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ① 当社は、当社の業務執行および経営理念・ビジョンの達成を阻害しうるリスクに対して、そのリスクを把握し、適切に評価して管理するため、取締役会が定めるリスク管理規程に従い、リスク管理に関する責任者としてリスク管理担当役員を定めるとともに、管理部門を管掌する部門長およびシステム部門を管掌する部門長をして、これを補佐させるものとする。
 - ② 当社は、経営危機が顕在化した場合には、リスク管理規程に従い、リスク管理担当役員を責任者とする対策本部を設置し、当該経営危機に関する情報が適時且つ適切にリスク管理担当役員、管理部門を管掌する部門長およびシステム部門を管掌する部門長等の必要な役職員に共有される体制を整備し、当該経営危機に対処するものとする。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制
- ① 当社は、取締役会の決議により職務分掌を定め、取締役間の職務分担を明確にするものとする。
 - ② 当社は、適切且つ迅速な意思決定を可能とする情報システムを整備するものとする。
 - ③ 当社は、取締役会および定例会において、各部門において生じる問題の解決を適時且つ適切に行なうとともに、問題解決から得られるノウハウを取締役に周知徹底する。これにより、その担当職務の執行の効率化を図り、全社的な業務の効率化を図るものとする。
- (5) 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① 当社は、当社および子会社から成る企業集団（以下「SBIグローバルアセットマネジメントグループ」という）における業務の適正の確保のため、取締役会が定める関係会社管理規程等に従い、各社の経営の自主性を尊重しつつ、SBIグローバルアセットマネジメントグループに属する会社の取締役、使用人、およびその他企業集団の業務に関わる者（以下「SBIグローバルアセットマネジメントグループ役職員等」という）から、その職務執行に係る事項についての報告を受け、必要かつ合理的な範囲で、調査を行うことができるものとする。
 - ② 当社は、SBIグローバルアセットマネジメントグループ役職員等が、法令・定款違反行為その他コンプライアンスに関する重要な事実を当社の内部監査室および常勤監査役など内部通報規程に定める通報先に対して直接報告するための内部通報制度を整備するものとする。また、当社は、内部通報制度を利用した通報者に対して、解雇その他いかなる不利な取扱いを行わないものとする。
 - ③ 当社は、SBIグローバルアセットマネジメントグループ役職員等の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するため、取締役会が定めるコンプライアンス規程等に従い、コンプライアンス担当役員が、SBIグローバルアセットマネジメントグループに属する会社のコンプライアンス担当者と共同で、SBIグローバルアセットマネジメントグループ全体のコンプライアンス上の課題・問題の把握、情報の交換を行なうための会議を設置し、SBIグローバルアセットマネジメントグループに属する会社から開催の請求があったときは、速やかに当該会議を開催するものとする。
 - ④ 当社は、取締役会が定める内部監査規程に従い、SBIグローバルアセットマネジメントグループに属する会社の法令等遵守、業務適切性、内部統制の適正運用などから成る内部管理体制の適正性を、総合的・客観的に評価すると共に、監査の結果抽出された課題について、改善に

に向けた提言やフォローアップを実施するため、内部監査部門が当該会社に対する監査を行うものとする。

監査の結果は(1)③に定めるとおり、内部監査結果報告書に記載され、報告される。

- ⑤ 取締役は、SBIグローバルアセットマネジメントグループ役職員等の職務の執行において、法令・定款違反行為その他のコンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、当社の監査役に報告するものとし、報告を受けた監査役は、重要な事実が発見された会社の監査役に通知するものとする。
 - ⑥ 当社は、SBIグローバルアセットマネジメントグループにおける損失の危険の管理のため、取締役会が定める関係会社管理規程およびリスク管理規程等に従い、SBIグローバルアセットマネジメントグループに属する会社の損失の危険に関する状況の報告を、SBIグローバルアセットマネジメントグループに属する会社のリスク管理担当者等を通じて定期的および適時に受けるものとする。また、必要に応じ、当社のリスク管理担当役員およびリスク管理部門が、当該リスク管理担当者とは協議し、損失の発生に対して備えるものとする。
 - ⑦ 当社は、SBIグローバルアセットマネジメントグループ役職員等の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するため、SBIグローバルアセットマネジメントグループに属する会社に対し、取締役会の決議により職務分掌を定め、取締役間の職務分担を明確にするよう指導する。また、必要に応じ当社は、適切且つ迅速な意思決定を可能とする情報システムを提供するものとする。
 - ⑧ 親会社、親会社の子会社、子会社との取引は、他の取引先と同様の基本条件、公正な市場価格によって行い、適正な取引を確保する。
- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制、当該使用人の取締役からの独立性および監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- 当社は、監査役から求めがあったときは、監査役の職務を補助しうる知見を有する使用人として内部監査部門が指名する者を、監査役と協議のうえ定める期間中、取締役の指揮命令系統から独立した監査役の職務を補助すべき使用人として置くものとし、当該使用人の人事異動および人事評価については、監査役と事前に協議を行ない、その意見を尊重するものとする。
- (7) 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ① 取締役および使用人は、SBIグローバルアセットマネジメントグループに関する次の事項を知ったときは、監査役に適時且つ的確に報告するものとする。また、取締役および使用人は、監査役よりSBIグローバルアセットマネジメントグループに関する次の事項について説明を求められたときは、速やかに詳細な説明を行なうものとし、合理的な理由無く説明を拒んではならないものとする。
 - 1) 会社に著しい損害を及ぼす虞のある事項
 - 2) 経営に関する重要な事項
 - 3) 内部監査に関連する重要な事項
 - 4) 重大な法令・定款違反
 - 5) その他取締役および使用人が重要と判断する事項

- ② SBIグローバルアセットマネジメントグループ役職員等からの内部通報の状況およびその内容については、当社の監査役に報告する。また、SBIグローバルアセットマネジメントグループ役職員等の職務執行に係る事項について監査役に報告したSBIグローバルアセットマネジメントグループ役職員等又は子会社の監査役に対して、解雇その他いかなる不利な取扱いを行わないものとする。
- (8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 当社は、監査役の求めに応じて、取締役および使用人をして監査役と定期的に会合を持たせ、SBIグローバルアセットマネジメントグループの経営上の課題および問題点の情報共有に努めるほか、監査役と内部監査部門および会計監査人の情報共有を図るものとする。
- ② 当社は、監査役が重要な子会社の監査役との定期的な会合を設け、相互に連携して、SBIグローバルアセットマネジメントグループの監査の実効性を確保できる体制の整備に努めるものとする。
- ③ 監査役の職務の執行について生ずる通常のコストは、監査役会の監査計画に基づき、予め当社の予算に計上する。また、当社は、緊急又は臨時の監査費用を含め、監査役の職務の執行について生ずる費用については、監査役の請求に基づき、前払又は償還、並びに債務に関する処理を行うものとする。
- (9) 財務報告の信頼性を確保するための体制
- 当社は、財務報告の信頼性を確保すべく、適用のある関係法令等に基づき、財務報告に係る内部統制報告制度の有効かつ適切な運用体制を構築し、その整備、運用、評価を継続的に行なうとともに、改善等が必要となった場合は速やかにその対策を講じるものとする。
- (10) 反社会的勢力排除に向けた体制
- SBIグローバルアセットマネジメントグループでは、その行動規範において反社会的勢力には毅然として対決することを宣言するとともに、当社に反社会的勢力の排除に取り組む対応部署を設置し、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関との情報交換を行なうなど、連携強化に向けた社内体制の整備を推進するものとする。また、SBIグローバルアセットマネジメントグループ役職員等を対象とした研修の開催等により、反社会的勢力との関係を遮断する意識の向上を図るものとする。さらに、「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」に従って対応することを記載したマニュアルを配布し、イントラネットに掲載するなどして、その周知徹底を図るものとする。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は次のとおりであります。

- (1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① コンプライアンスに関する取組み

当社は、取締役会で、倫理規範としてコンプライアンス行動規範を制定し、当社のコンプライアンスの基本的姿勢を明確にするとともに、コンプライアンス規程を制定し、顧客、株主や社会からの信頼を高め経営の健全性を確保するために、コンプライアンス（法令遵守）に関する当社の基本事項を定めております。さらに、コンプライアンス・マニュアルを策定し、役職員

の法令遵守のための具体的な行動内容を明確にしております。

「コンプライアンス行動規範」、「コンプライアンス規程」、「コンプライアンス・マニュアル」は、社内イントラネットと全社共有サーバに掲載し、役職員が常時確認可能な状況とし、役職員への周知徹底を図っております。

また、全役職員は、コンプライアンス行動規範やコンプライアンス規程の内容を理解して企業倫理を遵守する旨の宣誓書に署名して提出しております。

コンプライアンス担当役員は、年2回コンプライアンス・セルフアセスメントを実施し、コンプライアンスの状況をコンプライアンス・セルフアセスメント・リストに取り纏め、代表取締役および常勤監査役に提出しております。コンプライアンス担当役員は、役職員のコンプライアンス意識の向上などに取り組むコンプライアンス・プログラムを策定し、それを実施しております。

コンプライアンス・プログラムの一環として、全役職員に対してコンプライアンス関連の教育研修を実施しております。

② 取締役の職務執行に係る適正性、効率性の確保に関する取組み

当社は、企業経営の透明性と健全性を維持するために、経営責任と執行責任とを明確化し、経営全体の効率化と業務執行の迅速化を図るために、執行役員制度を導入しております。また、監査を強化することにより、経営と執行に対する監視機能を高めております。

当社の意思決定機関として、取締役会が、法令・定款に定める事項のほか会社経営の重要事項を決定いたします。取締役会には、社外取締役、社外監査役が出席し、経営に対する監視機能を果たしております。当事業年度は、取締役会を12回開催しております。

業務執行に関して、当社および子会社の常勤の取締役および執行役員で構成する役員定例会を毎月1回開催し、業務執行に係わる重要事項を協議し、また、取締役および執行役員間の意思疎通を図るとともに、業務執行を相互に監督しております。常勤役員定例会で協議した事項は、重要事項については取締役会で決議し、その他の事項は、稟議規程に則り、稟議承認したのち、代表取締役社長が直接ないし、執行役員に指示して、業務執行をしております。

常勤役員定例会には、社外取締役、社外監査役が出席し、業務執行に対する監視機能を果たしております。

当社は、取締役会の決議により営業・制作・管理等各部門のいずれからも独立した組織である内部監査室を設置し、内部監査を実施しております。内部監査室は、法令等遵守、業務適切性、内部統制の適正運用などの内部管理体制の適正性を、総合的・客観的に評価し、その結果および改善に向けた提案を内部監査結果報告書に取り纏め、代表取締役社長に報告しております。代表取締役社長は、監査の結果抽出された課題について、必要に応じて営業・制作・管理等に改善の指示を行ない、内部監査室は、各部門の改善活動のフォローアップを実施しております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存・管理に関する取組み

取締役会、常勤役員定例会の議事録、会議資料は、取締役会規則、常勤役員定例会規則および文書保存管理規則に基づき、適切な保存・管理を行っております。

取締役の稟議による承認は、稟議規程に基づいた稟議システムを構築しており、職務権限規程

に基づいて、当該システムで承認を行ない、取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保しております。当該システムで、取締役の職務の執行に係る稟議書を保存・管理しております。

また、売上・仕入などの取引については、販売管理規程、債権管理規程、購買管理規程、稟議規程などに基づいた業務システムを構築しており、取締役は当該システムで職務権限規程に基づいて、売上・仕入などの取引の承認と業務処理を行ない、取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保しております。当該システムで、販売・購買取引、債権・債務などの記録を保存・管理しております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

取締役会でリスク管理規程を制定し、また、グループリスク管理規程を制定いたしております。当社のみならず、当社グループに重大な影響を与える問題が発生した場合、あるいはその可能性が生じた場合の対応体制を明確にするため、リスク管理実施細則を制定し、リスクの種類別に管理手法・対応手続を定めております。

リスク担当役員は、当社および子会社について外部環境、業務プロセス、内部環境などに係るリスクカテゴリーごとにリスク情報を収集・分析するリスクアセスメントを年2回実施しております。リスクアセスメントは、リスク管理実施細則に定めたとおりにリスクを識別・評価し、リスクレポートに取り纏め、代表取締役社長、常勤監査役に報告し、必要に応じて対策を検討しております。

(4) 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社の代表取締役社長は、子会社の取締役を兼務しており、子会社の取締役会に出席し、経営上の重要事項について、子会社取締役と協議し、その決定に参加しております。

当社は、当社および子会社から成る企業集団（以下「SBIグローバルアセットマネジメントグループ」という）の経営管理会社として、財務の健全性ならびに業務の適切性の確保のため、各社の状況および業態に応じて、リスク管理・コンプライアンス等の内部統制に関する指導・監督を行なうことを関係会社管理規程で定め、子会社とその旨の経営管理契約を締結しております。

当社は、関係会社管理規程および子会社との経営管理契約に基づき、月次決算、財務状況、コンプライアンス状況・コンプライアンス・プログラム進捗、リスクの状況、子会社間取引などの報告を子会社から受けております。

当社の内部監査室は、子会社への内部監査を実施しており、又は子会社自身が実施した内部監査結果の報告を受けております。

当社は、SBIグローバルアセットマネジメントグループ全体の内部通報制度を、グループを代表して運営しております。

(5) 監査役の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制

監査役会は監査役3名により構成され、各監査役は、取締役会に出席し、意思決定の妥当性・適正性を確保するための監視機能を果たしております。当事業年度は監査役会を12回開催しております。

また、各監査役は、当社および子会社の常勤の取締役および執行役員が業務執行に係る重要事

項を協議し、取締役および執行役員間の意思疎通を図る目的で毎月1回および必要に応じて開催される常勤役員定例会に出席し、業務執行に対する監視機能を果たしております。監査役監査の手続は、その概要を監査役監査基準および内部統制システムに係る監査の実施基準で定めております。より詳細な手続は、常勤監査役が検討・作成し、監査役会の承認により決定しております。なお、監査役会は、常勤監査役が行なう日常の監査手続のほか、四半期に一度、社外監査役を含めた監査役3名で証憑・帳簿等の検証手続を行っております。

監査役会は、社外監査役を含めて、四半期決算月には、代表取締役社長から、四半期決算以外の月には、管理部門（経理・コンプライアンス・内部統制管轄部門）の責任者である執行役員CFOと管理本部部長から、四半期・月次の報告を受けております。当該報告には、経営方針、損益状況のほか、コンプライアンス、内部統制の状況等も含まれており、必要に応じた質疑を行っております。

また、管理本部は、監査役の求めに応じ、即時に証憑・記録の提示、説明等を行っております。

内部監査室は、代表取締役社長への内部監査結果報告書の報告の後直ちに、内部監査報告書を監査役会に報告しております。監査役会は、その内容について、質疑しております。そのほか、監査役会と内部監査室は、監査体制・監査計画・監査実施状況・監査結果などを相互に報告し、意見交換を行ない、法令、定款、社内諸規程の遵守状況について認識を共有し、経営と執行に対する監視機能を高めるために連携をしております。

監査役会は、会計監査人から、監査体制・監査計画・監査実施状況・監査結果などについて、第2四半期・期末決算時に説明を受けております。監査役会と会計監査人は、状況報告、意見交換を通じて、相互の監査実施状況・監査結果について認識を共有し、相互の監査について必要な連携をしております。

(6) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、経理規程を制定し、基本的な会計方針は、経理規程に定められております。

売上・仕入などの取引について、経理帳簿に計上されるまでの業務処理の重要なプロセスで、発生する可能性のあるリスク・不正・誤謬とそれを防止する内部統制行為をRCM（リスク・コントロール・マトリクス）表で明確にし、業務担当者に当該内部統制行為を行なわせております。業務担当者に当該内部統制行為の一環として、取引の証拠となる証憑等を収集し、職務権限規程に基づく必要な承認を稟議システムおよび業務システムで得ております。

内部監査室は、売上・仕入などの取引について、定められた内部統制行為が実施されているかを、毎月、サンプル検証しております。

社内情報システムについては、情報システム管理規程に基づき、システム開発管理、システム運用管理、データ管理、問題管理、外部委託管理、ネットワーク管理、ハードウェア管理、ソフトウェア管理、セキュリティ管理、ウイルス対策、リカバリー計画策定についてガイドラインを作成し、各々実施すべき統制項目を定め、情報処理業務担当者に当該内部統制行為を行なわせております。その記録を、年1回、内部監査室が検証し、各ガイドラインへの準拠を確認しております。

決算については、決算・財務報告プロセス体制、個別決算・連結決算体制、開示体制につい

て、内部統制目標、達成すべきポイントを決算・財務報告プロセス体制整備チェックリストに取り纏め、管理本部（経理部門）が体制を整備・確認しております。当該決算・財務報告プロセス体制整備チェックリストは、内部監査室が検証しております。決算手続については、勘定科目別のリスク、リスクに対応して実施すべき決算手続を勘定科目別決算手続書に取り纏め、それに基づく勘定科目別決算手続チェックリストを作成しております。管理本部は勘定科目別決算手続チェックリストで、決算手続を確認し、その記録を、通期決算時に、内部監査室が検証しております。

(7) 反社会的勢力排除に向けた体制

当社は、反社会的勢力に対する基本方針において、反社会的勢力には毅然として対決することを宣言しております。

当社に反社会的勢力の排除に取り組む対応部署を設置しております。

親会社であるSBIホールディングス株式会社の対応部署の協力を得て、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関とも、連携を図っております。

SBIホールディングス株式会社と反社会的勢力に関する情報のデータベースを共有し、取引先との契約締結に際して、反社会的勢力に関するデータベースで、相手先が反社会的勢力でないことを確認しております。

また、取引先との契約には、相互に、反社会的勢力ではないこと、反社会的勢力を利用しないことなどを表明、確約する反社会的勢力排除の条項を入れております。

会社の支配に関する基本方針

当該方針は定めておりません。

剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題と認識しており、株主の皆様に対する安定的かつ適正な利益還元を目指すとともに、内部留保による競争力・収益力の向上に向けた事業投資を行うため、連結業績を総合的に勘案した上で配当を実施することを基本方針としております。

この基本方針のもと、当事業年度において連結売上高が13期連続の増収、6期連続の過去最高となり、また、経常利益は16期連続の増益、14期連続の過去最高益を更新したことを勘案し、中間配当（8円75銭）と合わせた年間配当額を、前事業年度の年間配当額と比べ、1株当たり0円50銭増配の22円00銭となるように、当期（2025年3月期）の期末普通配当を13円25銭といたします。

なお、このたびの増配により、当社は16期連続での増配となります。

なお、毎事業年度における配当の回数についての基本方針は機関決定しておりませんが、第6期（2002年1月1日から2002年12月31日まで）以降の毎事業年度に1回の期末配当を実施し、第22期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）からは中間配当も実施しております。

次事業年度の配当は未定ではありますが、今後も経営成績、収益力向上に向けた事業投資のための内部留保経営および環境などを勘案しつつ、安定的かつ継続的な配当その他の株主還元策を検討してまいり所存であります。

連結株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				合 計
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	
2024年4月1日 期首残高	3,363,635	4,528,571	8,019,263	△20	15,911,449
剰余金の配当			△1,950,398		△1,950,398
親会社株主に帰属する 当期純利益			1,646,935		1,646,935
単元未満株式の 買取請求による取得 非支配株主に帰属 する当期純利益				△2	△2
株主資本以外の項目の当連結 会計年度中の変動額(純額)					
当連結会計年度中の変動額合計	-	-	△303,462	△2	△303,464
2025年3月31日 期末残高	3,363,635	4,528,571	7,715,801	△23	15,607,984

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			非 支 配 株 主 持 分	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
2024年4月1日 期首残高	△330,513	383,462	52,948	146,008	16,110,406
剰余金の配当					△1,950,398
親会社株主に帰属する 当期純利益					1,646,935
単元未満株式の 買取請求による取得 非支配株主に帰属 する当期純利益					△2
株主資本以外の項目の当連結 会計年度中の変動額(純額)	△617,023	198,638	△418,385	△1,588	△419,973
当連結会計年度中の変動額合計	△617,023	198,638	△418,385	21,801	△700,049
2025年3月31日 期末残高	△947,536	582,100	△365,436	167,809	15,410,356

連結注記表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の名称

2025年3月31日現在、当社グループは、当社および以下の子会社5社で構成されております。

ウエルスアドバイザー株式会社

SBIアセットマネジメント株式会社

SBIオルタナティブ・インベストメント・マネジメント株式会社

Carret Holdings Inc.

Carret Asset Management LLC

(2) 非連結子会社の名称等

SBIオルタナティブ・ファンド合同会社

(連結の範囲から除いた理由)

SBIオルタナティブ・ファンド合同会社は、匿名組合方式による投資信託の運用を行っている匿名組合事業の営業者であり、当該匿名組合の事業を含む当該子会社の損益のほとんどすべてが匿名組合員に帰属し、当該子会社及びその親会社には形式的にも実質的にも帰属せず、かつ、当該子会社との取引がほとんどなく、当該子会社を連結することにより利害関係者の判断を著しく誤らせるおそれがあるため、企業会計基準適用指針第22号「連結計算書類における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する適用指針」第19項により連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうちCarret Holdings Inc.、Carret Asset Management LLCの決算日は12月31日であります。

連結計算書類の作成にあつては、Carret Holdings Inc.及びCarret Asset Management LLCは、2024年12月31日現在の計算書類を使用し、同日現在の貸借対照表、2024年1月1日から2024年12月31日までの損益計算書を連結しております。なお、連結決算日との間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準および評価方法

① 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

② 棚卸資産

原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

貯蔵品 総平均法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産 主として定額法によっております。

② 無形固定資産 定額法によっております。

ただし、ソフトウェアのうち自社利用目的のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) 重要な収益及び費用の計上基準

顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）については以下のとおりであります。

1. データ・ソリューション

ファンドデータ・レポート等：

金融機関向けにファンドデータ・レポートの提供等を行っており、顧客への提供により履行義務が充足されることから、その提供完了時点において収益を認識しております。

タブレットアプリ利用料等：

金融機関向けに販売支援ツール「Wealth Advisor」の提供等を行っており、顧客におけるそのサービス利用に応じて履行義務が充足されることから、その利用期間に応じて収益を認識しております。

2. メディア・ソリューション

ウェブ広告等：

顧客の広告を掲載することで履行義務が充足されることから、その広告掲載期間に応じて収益を認識しております。

3. アセットマネジメント

委託者報酬：

投資信託約款に基づき公募・私募の投資信託財産の運用指図を行うことが主な履行義務の内容であり、運用期間の経過とともにその履行義務が充足されると判断しております。投資信託約款に定められた信託報酬として、ファンド設定以降、日々の純資産残高に一定の報酬率を乗じて算出された額が、当該ファンドの運用期間にわたり収益として認識されます。

運用受託報酬：

投資家である対象顧客と投資一任契約を締結し、資産の運用を行うことが主な履行義務の内容であり、運用期間の経過とともにその履行義務が充足されると判断しております。投資一任契約ごとに定められた運用対象資産、残高、期間、料率等の条件に基づき算出された額が、運用を受託した期間にわたり収益として認識されま

す。
投資助言報酬：

対象顧客と投資助言（顧問）契約を締結し、当該顧客の資産運用に係る助言を行うことが主な履行義務の内容であり、助言期間の経過とともにその履行義務が充足されると判断しております。投資助言（顧問）契約ごとに定められた助言対象資産、残高、期間、料率等の条件に基づき算出された額が、助言期間にわたり収益として認識されます。

(4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

在外子会社の資産及び負債は決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。

(5) のれんの償却に関する事項

のれんの償却については、20年間の均等償却を行っております。

(6) 株式交付費

3年間にわたり均等償却を行っております。

5. 会計方針の変更に関する注記

（「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20－3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。）第65－2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結計算書類における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

6. 会計上の見積りに関する注記

（重要な会計上の見積り）

(1) 連結計算書類に計上した金額

のれん	1,625,593千円
-----	-------------

(2) 見積り内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

「のれん」の減損の可能性について

当社グループのこれまでの買収等の企業結合の結果、2025年3月31日現在の連結貸借対照表に「のれん」が1,625,593千円計上されています。

「のれん」の内訳は以下のとおりです。

「のれん」の発生要因	「のれん」が帰属する事業・サービス	企業結合年月	「のれん」の残高
Carret Holdings Inc. と Carret Asset Management LLC の買収、子会社化	米国における私募の債券型ファンドの運用	2019年2月	954,120千円
SBIアセットマネジメント株式会社に係る買収、子会社化(注1)	私募の債券型投資信託の運用、公募ならびに私募の投資信託のアクティブ運用(注2)	2019年12月～ 2022年10月 (注1)	671,473千円
			1,625,593千円

(注1) SBIアセットマネジメント株式会社を存続会社とする吸収合併により消滅会社となった旧新生インベストメント・マネジメント株式会社(企業結合年月 2022年10月)、旧SBIボンド・インベストメント・マネジメント株式会社及び旧SBI地方創生アセットマネジメント株式会社(企業結合年月 2019年12月)の買収・子会社化によるものであります。

(注2) 上記の合併消滅会社3社が行っていた主要な事業であります。当該事業は、現SBIアセットマネジメント株式会社が承継し、営んでおります。

「固定資産の減損に係る会計基準」および「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」に従い、各「のれん」が帰属する事業・サービスに「営業活動から生ずる損益又はキャッシュ・フローが継続してマイナス」などの減損の兆候の有無を把握し、減損の兆候がある場合には、減損損失の認識と測定を行います。その結果、「のれん」の減損損失が生じた場合には、当社グループの財政状態及び経営成績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

7. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 棚卸資産の内訳

貯蔵品	1,740千円
仕掛品	128千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 377,453千円

8. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末株式数
普通株式	89,673,600株	-株	-株	89,673,600株

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末株式数
普通株式	120株	5株	-株	125株

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2024年4月26日 取締役会	普通株式	利益剰余金	1,165,755千円	13.00円	2024年 3月31日	2024年 6月1日

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2024年10月24日 取締役会	普通株式	利益剰余金	784,642千円	8.75円	2024年 9月30日	2024年 12月2日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2025年4月24日 取締役会	普通株式	利益剰余金	1,188,173千円	13.25円	2025年 3月31日	2025年 6月2日

(4) 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項
該当事項はありません。

9. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当連結会計年度末日現在、当社は必要な資金を内部資金で賄える状態にあります。余剰資金は銀行預金ないし安全性の高い債券等に限定して運用しております。

② 金融商品の内容および当該金融商品に係るリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

当連結会計年度末において保有している投資有価証券の内容は以下のとおりであり、発行会社の信用リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

(その他有価証券)

市場価格のない株式等以外のもの 投資信託

市場価格のない株式等 非上場株式、関係会社出資金

③ 金融商品に係るリスク管理体制

1) 信用リスク（取引先等の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、債権管理規程に従い、営業債権について、取引先ごとに期日および残高を管理するとともに、取引先の状況を定期的にモニタリングし、財務状態等の悪化による貸倒懸念の早期把握と軽減を図っております。連結子会社においても、当社と同内容の債権管理規程に従い、同様の管理を行っております。

2)市場リスク（金利や為替等の変動リスク）の管理

有価証券や投資有価証券について、定期的に時価や発行会社の財政状態等を把握し、保有継続について、定期的に検討を行っております。連結子会社においても、当社と同様の管理を行っております。

(2)金融商品の時価等に関する事項

当連結会計年度末日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表に含めておりません（注）2参照）。また、現金は注記を省略しており、預金、売掛金、未収入金、買掛金、未払金、未払法人税等及び未払消費税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから注記を省略しております。

項 目	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
投 資 有 価 証 券	7,583,683千円	7,583,683千円	－千円
資 産 計	7,583,683千円	7,583,683千円	－千円
リ ー ス 債 務 （ 注 1 ）	175,866千円	159,949千円	△15,916千円
債 務 計	175,866千円	159,949千円	△15,916千円

(注) 1. 一年内返済予定のリース債務を含めております。

(注) 2. 市場価格のない株式等は、「投資有価証券」に含めておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区 分	連結貸借対照表計上額
非 上 場 株 式	105,221千円
関 係 会 社 出 資 金	14,000千円
合 計	119,221千円

(3)金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融商品

区 分	時			価
	レベル1	レベル2	レベル3	合 計
投資有価証券				
その他有価証券				
投資信託	－千円	7,220,497千円	－千円	7,220,497千円
株式	63千円	－千円	－千円	63千円
その他	－千円	363,123千円	－千円	363,123千円
計	63千円	7,583,620千円	－千円	7,583,683千円

②時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区 分	時			価
	レベル1	レベル2	レベル3	合 計
リース債務※	－千円	159,949千円	－千円	159,949千円
負債計	－千円	159,949千円	－千円	159,949千円

※一年内返済予定のリース債務を含めております。

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資信託

市場における取引価格が存在せず、かつ、解約等に関して市場参加者からリスクの対価を求められる程の重要な制限がないことから、基準価額を時価としており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

株式

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

その他

取引先金融機関から入手した価格を用いて評価しており、レベル2の時価に分類しております。

リース債務

元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

10. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント		
	アセット マネジメント事業	ファイナンシャル ・サービス事業	計
データ・ソリューション	-	1,325,362	1,325,362
メディア・ソリューション	-	491,718	491,718
アセットマネジメント	9,751,909	-	9,751,909
顧客との契約から生じる収益	9,751,909	1,817,080	11,568,990
外部顧客への売上高	9,751,909	1,817,080	11,568,990

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項「4 会計方針に関する事項 (3) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

11. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 169円98銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 18円37銭 |

12. 重要な後発事象

該当事項はありません。

■貸借対照表

(単位：千円)

科目	第28期 2025年3月31日現在	科目	第28期 2025年3月31日現在
資産の部		負債の部	
流動資産	1,183,286	流動負債	6,141,911
現金及び預金	695,022	未払金	138,983
売掛金	442,967	短期借入金	5,850,000
前払費用	18,242	未払法人税等	135,733
その他	27,053	未払消費税等	13,884
		預り金	3,310
固定資産	14,264,813		
有形固定資産	17,257	負債合計	6,141,911
建物附属設備	17,243	純資産の部	
工具、器具及び備品	14	株主資本	10,173,877
無形固定資産	5,807	資本金	3,363,635
その他	5,807	資本剰余金	3,754,942
投資その他の資産	14,241,747	資本準備金	3,754,942
投資有価証券	6,763,578	利益剰余金	3,055,323
関係会社株式	7,055,723	その他利益剰余金	3,055,323
繰延税金資産	411,315	繰越利益剰余金	3,055,323
差入保証金	11,129	自己株式	△23
		評価・換算差額等	△867,688
		その他有価証券評価差額金	△867,688
資産合計	15,448,099	純資産合計	9,306,188
		負債・純資産合計	15,448,099

■ 損益計算書

(単位：千円)

科目	第28期 2024年4月1日から 2025年3月31日まで
売上高	1,554,091
売上原価	-
売上総利益	1,554,091
販売費及び一般管理費	489,526
営業利益	1,064,565
営業外収益	208,972
受取利息	83,713
受取配当金	123,188
その他	2,070
営業外費用	84,361
支払利息	84,358
その他	2
経常利益	1,189,176
税引前当期純利益	1,189,176
法人税、住民税及び事業税	193,159
法人税等調整額	△768
当期純利益	996,784

株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計
2024年4月1日期首残高	3,363,635	3,754,942	3,754,942	4,008,936	4,008,936
剰余金の配当				△1,950,398	△1,950,398
当期純利益				996,784	996,784
単元未満株式の 買取請求による取得 株主資本以外の項目の当 事業年度中の変動額(純額)					
当事業年度中の変動額合計	-	-	-	△953,613	△953,613
2025年3月31日期末残高	3,363,635	3,754,942	3,754,942	3,055,323	3,055,323

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 計 合	その他有価 証券評価差 額	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
2024年4月1日期首残高	△20	11,127,493	△324,704	△324,704	10,802,789
剰余金の配当		△1,950,398			△1,950,398
当期純利益		996,784			996,784
単元未満株式の 買取請求による取得 株主資本以外の項目の当 事業年度中の変動額(純額)	△2	△2	△542,984	△542,984	△2
当事業年度中の変動額合計	△2	△953,616	△542,984	△542,984	△1,496,600
2025年3月31日期末残高	△23	10,173,877	△867,688	△867,688	9,306,188

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 有価証券の評価基準および評価方法

- ① 子会社株式 移動平均法による原価法
- ② その他有価証券
市場価格のない株式等以外のもの
時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産 定額法
- ② 無形固定資産 定額法

(3) 収益及び費用の計上基準

純粋持株会社である当社の収益は、主に子会社からの経営管理報酬及び受取配当金収入となります。経営管理報酬については、子会社との契約内容に応じた役務を提供することが履行義務であり、業務が提供された時点で履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。受取配当金は、発行会社の意思決定機関において行われた配当金に関する決議の効力が発生した時点をもって収益を認識しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

（「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20－3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社株式 7,055,723千円

(2) 見積り内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

「関係会社株式」の評価損計上の可能性について

2025年3月31日現在の貸借対照表に「関係会社株式」が7,055,723千円計上されています。

「関係会社株式」の内訳は以下のとおりです。

関係会社名	「関係会社株式」の残高
ウエルスアドバイザー株式会社	277,023千円
SBIアセットマネジメント株式会社	5,059,819千円
Carret Holdings, Inc.	1,718,881千円
	7,055,723千円

当社は、関係会社株式について、株式の発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときには、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除いて、評価損の認識を行います。その結果、「関係会社株式」の評価損が生じた場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 3,163千円

(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権 469,724千円

短期金銭債務 5,969,766千円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

(1) 売上高 1,553,995千円

受取配当金 750,000千円

経営管理報酬 802,595千円

その他 1,400千円

(2) 仕入高 -千円

(3) 販売費及び一般管理費 4,118千円

(4) 営業取引以外の取引高 84,358千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式 125株

7. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税否認額	12,180千円
未払金否認額	1,329千円
投資有価証券評価損	2,439千円
その他有価証券評価差額金	399,402千円
その他	408千円
<u>繰延税金資産合計</u>	<u>415,759千円</u>
繰延税金負債	
<u>譲渡損益調整勘定</u>	<u>4,444千円</u>
<u>繰延税金負債合計</u>	<u>4,444千円</u>
<u>繰延税金資産の純額</u>	<u>411,315千円</u>

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	30.62%
(調整)	
永久差異	△14.55%
均等割	0.10%
その他	<u>0.00%</u>
税効果会計適用後の法人税等の負担率	16.17%

(3) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.62%から31.52%に変更し計算しております。

この変更により、当事業年度の繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)は11,358千円増加し、法人税等調整額は45千円増加、その他有価証券評価差額金は11,403千円減少しております。

8. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社および法人主要株主等

種類	会社の名称	所在地	資本金 (百万円)	事業の 内容 または 職業	議決権等 の被所有 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	SBIホールディングス株式会社	東京都港区	181,924	金融サービス事業他	間接 (52.7)	費用立替 業務委託 不動産転貸借等 役員の兼任 人員出向受入	費用立替、業務委託、不動産転貸借等	340,683	差入保証金	9,512
									未払金	26,736

(取引条件および取引条件の決定方針等)

1. 不動産賃借については、転貸借であり、同社の賃借条件と同一の条件で転貸借を受けております。
2. 費用の立替は、主に人件費の立替精算であり、手数料等の支払は行っておりません。

(2) 子会社等

種類	会社の名称	所在地	資本金 (百万円)	事業の 内容	議決権等 の所有割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)	
子会社	ウエルスアドバイザー株式会社	東京都港区	30	ファイナンシャル・サービス事業	100.0		経営管理	経営管理報酬	204,996	売掛金	112,748
							費用の立替	費用の立替	319,435	立替金	24,942
							資金の借入	短期借入金	-	短期借入金	1,150,000
							利息の支払	未払利息	17,253	-	-
	支払利息	16,962	-	-							
	SBIアセットマネジメント株式会社	東京都港区	400	アセットマネジメント事業	97.9		経営管理	経営管理報酬	597,599	売掛金	328,679
							資金の借入	短期借入金	200,000	短期借入金	4,700,000
							利息の支払	未払利息	68,406	-	-
支払利息								67,395	-	-	

(取引条件および取引条件の決定方針等)

1. 経営管理報酬は、業務内容を勘案し、双方協議のうえで締結した経営管理契約に基づき決定しております。
2. 費用の立替は、主に人件費の立替精算であり、手数料の支払は行なっておりません。
3. 資金の貸付については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。

(3) 役員およびその近親者等

該当事項はありません。

9. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は「個別注記表1. 重要な会計方針に係る事項 (3) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	103円78銭
(2) 1株当たり当期純利益	11円12銭

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

監査報告

■連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月16日

SBIグローバルアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 上田 雅也

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 田 嶋 照 夫

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、SBIグローバルアセットマネジメント株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、SBIグローバルアセットマネジメント株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

■ 計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月16日

SBIグローバルアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 上田雅也

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 田嶋照夫

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、SBIグローバルアセットマネジメント株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第28期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

■ 監査役会の監査報告

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第28期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月21日

SBIグローバルアセットマネジメント株式会社

監査役会

常勤監査役 後 藤 淳 夫 (印)

社外監査役 長 野 和 郎 (印)

社外監査役 小 竹 正 信 (印)

以 上